

新型コロナウイルス感染症対応への提言
(第3次)

令和2年6月3日
自由民主党福岡市議団

第3次の提言を行うにあたって

新型コロナウイルス感染症を受けての緊急事態宣言は5月14日に解除された。本市が5月5日に公表した追加の独自支援策については、家賃支援やテイクアウト支援など多くの事業者が必要とする内容が含まれていたが、これらについて本市が緊急事態宣言の解除と関係なく当初の発表通りに支給を決めたことは、多くの事業者の苦境に寄り添った至当な判断であり、高く評価すべきと考えている。一方で、緊急事態宣言の解除から3週間余りが経過した現在においても、市内の事業者は引き続き深刻な経営環境に置かれている。本市は新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を覚悟した上で、次々に新たな支援策を打ち出す必要がある。限られた財源の中で一人でも多くの事業者が前向きな気持ちで頑張れるような支援の在り方を、我が会派の提言をはじめ様々な関係者の意見も踏まえながら、タイムリーに打ち出して頂きたい。

昨今、大きな関心事となっているが、北九州市では第2波の恐れのある感染の再拡大が起きている。同市では5月末に医療現場や介護施設等でのクラスター発生が連日のように報告されたのに加え、学校でのクラスター発生の事例も報告されており、感染拡大が引き続き予断を許さない状況にあることの証左として重く受け止めなければならない。本市においてもクラスターが発生しやすい分野での感染防止の取組み状況を再度確認するとともに、第2波の到来を未然に防ぐための民間、医療や介護施設、教育現場等での取組みへの支援へと軸足を動かしながら、官民を挙げた協力の中で感染症を封じ込めていかなければならない。

今回の第3次提言は以上で述べたような観点に立ってまとめた。「感染第2波を防止するための取組みへの支援」「幅広く市民生活や経済活動を支えるための支援」「その他、早急に実施すべき施策や支援」の大きく3つの柱に分類し、我が会派の要望意見を掲載している。高島市長におかれては、6月15日開会の定例会に上程される補正予算での対応をはじめ、国が5月27日に閣議決定した2兆円の追加臨時交付金を活用するなど、本提言の各事項について着実に推進されるよう求めるものである。

●感染第2波を防止するための取り組みへの支援

【経済活動関連】

①緊急事態宣言の解除後も飲食店にはかつての客足が戻っておらず引き続き苦境に立たされている。以前は店内飲食をしていた常連客がテイクアウトやデリバリーを利用したり、元からテイクアウトやデリバリーを専門にしていた他の飲食店へと流れる傾向も見られており、こうした消費行動の変容は今後の飲食店の経営にとって不安要素ともなりかねない。また、多くの飲食店がソーシャルディスタンスの確保や感染拡大防止の観点から客席数を減らしての営業に取り組んでいる。これらの現状を考慮して、全ての業態の飲食店への更なる支援として以下に掲げる対策を取るよう要望する。

- ・飲食サービスに関する市民の意識調査を実施し、消費行動の変容を的確に把握して市内の飲食事業者へと情報提供すること
- ・テイクアウトやデリバリー営業が欠かせないツールとなる中で、作り置きの弁当の店頭での弁当の販売等については食中毒への対策を徹底するなど衛生上の配慮が求められる。また店内飲食に供する客席を減らす取り組みは、第2波防止への自主的な協力と評価すべきである。これらは飲食店側としてはコストや損失を伴うものであり、作り置きをしない、する場合には相当の食中毒対策をするなど、食の安全に配慮してテイクアウトやデリバリー営業をする飲食店に対して、更には客席数を減らして営業する飲食店に対して、一律の給付制度を創設されたい

②本市が独自支援第1弾で打ち出したテレワーク導入支援については、パソコン等の購入費についても助成対象としている点で国等の同様の施策よりも事業者の評価が高く、多くの応募が殺到した。しかしながら、募集締切りを前に2億円の予算に応募が到達したため、支援を活用できなかった事業者も多数にのぼっている。本市のテレワーク導入支援については、国が進める働き方改革の方向性に沿うことは言うまでもなく、ウィズコロナ時代の新たな働き方を民間が独自に創り出してゆく上でも非常に意義のある事業である。また、テレワークの推進には不要不急の移動や、人との接触を減らす効果がある点で感染拡大防止の観点からも一定の効果が見込めるものと考えられる。これらの事情を勘案し、本市独自のテレワーク導入支援については今後追加の補正によって予算を確保し、支援を活用できなかった事業者からの応募を受け付けられたい。

③ごみの収集作業や、公共施設、街頭、ビル、マンション等の清掃に従事する方々は、感染が拡大する時期においても危険を顧みずに公衆衛生の維持に尽力を頂いてきた。こうした事業者は衛生関係の物品の値上がりの影響を受けたものの、本市からの支援は何ら届いていないのが現状である。こうした事業者に引き続き公衆衛生の維持に向けた動機付けを行う意味でも何らかの給付を検討して頂きたい。

④本市がこれまでに打ち出した独自支援策では、自己所有の物件において営業する事業者には家賃支援が届かない点で、同じ業種の事業者間で支援に格差が生じたことは否定できない。自己所有の物件で営業する事業者が感染拡大防止に協力する意欲を失うことがないよう、固定資産税の減免等にとどまらない給付支援を検討されたい。

⑤市立の小中学校が登校時に児童生徒の体温を確認するためのサーモカメラを全校に配置されたい。また同様に市内の事業者が感染拡大防止の観点で事業所の出入り口にサーモカメラを導入する際に、購入費用を助成する制度を創設されたい。

【医療・介護、衛生対策関連】

①感染拡大の第2波への備えとしてPCR検査体制の拡充を急ぐべきであり、医師会の協力で開設しているPCR検査センターをはじめとする民間の取組みについて、以下の改善を早急に図られたい。

- ・運転免許証を持たない市民の受診に対応するためのウォークスルー方式の導入
- ・タクシー協会と協議の上、タクシーを利用した検査受診への対応
- ・上記2項について早急に対応し、市民に広く周知すること

②新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、持病を抱える高齢者等が病院通いを自粛している影響で、市内の医療機関の経営が悪化している。大病院では数億円、一般の診療所でも数百万円の減収が珍しくなく、医療機関の経営悪化による内側からの医療崩壊が懸念される。こうした事態を招かないためにも、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療機関の経営については、支援を検討し実施されたい。また、受診を控えた結果として病状が悪化するケースも出ている。新型コロナウイルス感染症以上の健康面での損害にもつながりかねず、本市でも医療機関への受診に関する正しい情報提供や受診勧奨に努められたい。

③北九州市において医療機関でクラスターが発生し感染の再拡大がみられているが、本市において同様の事態が起きないように、油断なく医療用マスクやフェイスシールド、医療用防護服や消毒液等の十分な確保と支給に注力されたい。その上で、以下特に衛生上の配慮が必要と思われる施設や事業所に対しては、衛生上の配慮に対する経費負担が引き続き生じていることを考慮し、本市の独自支援策第1弾で宿泊施設に対して実施した50万円を上限とする金銭的な支援を参考に、経費の一定額を補助する制度を早急に創設されたい。

- ・保育関係施設（学童を含む）、教育施設
- ・福祉関係施設、介護施設
- ・訪問系の医療、看護、介護事業者

- ・タクシー等公共交通機関
- ・理髪店、美容店

【教育・保育等に関連する対策】

①我が国の新型コロナウイルス感染症による死者・感染者が欧米諸国に比して少なかった理由に、国民の高い衛生意識が挙げられるとの指摘がある。我が国の衛生教育は郷土が生んだ偉人・貝原益軒の養生訓に遡るとも言われるが、今回の問題を通じて我々は改めて衛生教育の重要性を痛感させられている。こうした教訓を生かし、保育・幼児教育及び義務教育の現場に、それぞれの学齢期にあった衛生・防疫意識向上のための生活習慣マニュアル（副読本）を配布し、衛生教育の推進に務められたい。

②感染拡大の第 2 波が万が一到来して学校が休校となることを想定し、家庭でのオンライン授業の体制づくりを急がなければならない。多子世帯では複数の子どもが同時に別々の授業を受ける必要もあり、各家庭におけるパソコンやタブレットの導入をはじめ、Wi-Fi 設置にかかる経費などの環境整備への助成を検討されたい。

●幅広く市民生活や経済活動を支えるための支援

①文科省が取り組んでいる学生への経済的支援は、対象が住民税非課税世帯やこれに準ずる世帯の学生、および貸与型奨学金を申請する学生が主な対象であり、十分な支援が行き届いていない。人口に占める学生の比率が全国で 2 番目に高い本市の特性に鑑み、自宅通学生も含めて本市の大学、短期大学、専門学校や各種学校に通う学生に 3 万円から 5 万円を支給されたい。

②保護者の収入減少によって家庭の経済状況が悪化していることを考慮し、今年度の学校給食費が家計の負担とならないような支援を講じられたい。

③今回の新型コロナウイルス感染症は障がいを持つ人たちの就労にも大きな影響を及ぼした。雇用調整助成金の対象外である就労継続支援 B 型事業所について、新型コロナウイルス感染症の影響で生産活動収入が減少し、一定の工賃支払いが困難な場合に、緊急事態宣言が発出された 4 月 7 日に遡って、本市が工賃負担を支援されたい。

④4 月末の県議会臨時会において、県が毎年取り組んでいる商店街のプレミアム商品券事業についてプレミアム分の助成の増額（3 パーセントから 10 パーセントへ）等を含めた商店街支援の補正予算が成立した。県は今年度のプレミアム商品券について、基礎自治体等がさらに 10 パーセントのプレミアム増額をすることを推奨している。本市としても是非この動きに呼応し、地域商店街だけでなく各家庭の消費を後押しするために、プレミアム増額

の支援やプレミアム商品券発行にかかる事務経費等について助成制度を設け、本市 6 月議会に補正計上されたい。

⑤地域経済が疲弊する中で廃業する事業者も出始めており、今後は商店街等の空き店舗対策に取り組む必要が出てくる。空き店舗活用に向けての改装費の支援の施策を拡充すると同時に、商店街等が行うイベントについて、第 2 弾の本市独自施策に掲げた取り組みに加えてさらに、例年になく支援メニューを構築されたい。

⑥各種の事業者でつくる組合、商店街をはじめとする商工団体などにおいて、会費の徴収がままならない事態が生じている。各種組合や商工団体が会員に対して会費免除の措置を取った場合に一定額を補填するなど、会費支援に取り組まれたい。

⑦県知事による休業要請を受けた業種が集まる中洲地区などの繁華街においては、特に事業者が受けた打撃が大きく、危機的な圏域経済の落ち込みが続いている。本市のナイトシーンの振興は都市の活力や魅力とも大きな関りを持っており、繁華街の灯りを消さないためにも本市が積極的な支援を打ち出すことについて事業者からも切実な要望が寄せられている。こうした圏域経済の急激な落ち込みを捉えて、本市として下支えをするような個別の支援策を早急に打ち出されたい。

⑧新型コロナウイルス感染症の影響で職を失った方々に対して給付金付きの座学研修を実施した上で、過去一定期間、職種別の有効求人倍率が高止まりするなど恒常的に人材が不足している業種に再就職を決めた場合に、更に就職準備給付金を支給するなどの就職支援事業に取り組まれたい。

⑨新型コロナウイルス感染症の影響により縮小した消費はまだ回復しておらず、農林水産業や工業など一次産業の生産が落ち込んだ状態が続いている。影響を受けて減収となっている一次産業の生産者や事業者に対して、給付金を軸とした支援を構築されたい。

⑩消費の落ち込みの影響を受けている本市市場関連施設については、家賃に相当する使用料の減免を行うよう、重ねて要望するものである。また博多港国際ターミナルなど閉鎖されていないものの機能が大幅に停止し事業者が減収に陥っている市営施設についても、使用料の減免を検討されたい。

●その他、早急に実施すべき施策や支援

①中体連・中文連や高校総体等の中止発表は、部活動生、特に最上級生である中学校、高校 3 年生にとって例えようのないショックを与えている。部活動生の思い出作りや受験勉強へと向かう気持ちの切り替えのためのカップ戦等、代替の大会を保護者などの有志が企

画・運営する場合には、本市が運営する体育館やグラウンド等の優先的な確保に協力することに加えて、使用料を免除したり、適宜、名義後援を行うなどの支援をされるよう強く求めるものである。

②緊急事態宣言中の家賃支援は多くの飲食事業者等から歓迎された一方で、本市の施策発表以前に既に家賃の減免を決めていた大家さんや不動産賃貸事業者にとっては、減免分について逸失利益が生じる結果となった。家賃支援については今後国が担う方針を示しているが、緊急事態宣言中の本市の取り組みによって生じた大家さんや不動産賃貸事業者の逸失利益については、本市において別途補填する対策を講じられたい。

③国、県、市がそれぞれに展開している支援策の多くがウェブ上での申請受付となっているが、パソコンやタブレットの操作ができない高齢者等は、情報収集はもちろん申請をすることができず、公表されている電話番号にかけてもなかなかつながらないばかりか、窓口でも長時間待たされるというストレスを抱えている。窓口体制については大幅な増強を過去 2 度の提言でも求めてきたが、現在までの本市の取り組みは十分とは言えない。不急業務に従事する職員の人員配置を見直すなどして、様々な支援策の申請補助等の相談に応じることができる窓口の早急な創設を求めるものである。